

# 令和3年度 健都コーディネーター機能構築事業仕様書

事業名称：令和3年度 健都コーディネーター機能構築事業

委託期間：契約締結日から令和4年3月31日

## 1 事業の趣旨・目的

大阪府では、JR岸辺駅北側においてまちづくりが進められている北大阪健康医療都市「健都」を、大阪府の成長産業（ライフサイエンス産業）の拠点と位置づけ、健康医療関連企業等の集積と、健都内外と連携した医療クラスターの形成をめざしている。

令和元年7月に国立循環器病研究センター（以下、「国循」という。）がオープンし、昨年1月には国立健康・栄養研究所（以下、「健栄研」という。）の移転先となる民間賃貸施設（アライアンス棟）の整備・運営事業者が決定するなど、健都の主要施設の立地、整備が進む中、さらなる飛躍を続けるには、健都の窓口となって内外をつなぎ、産学官民を連携させる取組みが求められている。

本事業は、健都においてこのような取組みが進むよう、産学官民連携の機運醸成や、ワンストップ窓口の設置に向けたフィージビリティスタディ（実現可能性、採算性の調査・検討等のこと）を実施し、令和4年度に試行運用、令和5年度以降に自立運営ができるような窓口機能の構築を目的としている。

本事業を実施する者は健都の現状等を十分に理解し、コーディネーター機能が発揮されるよう、健康・医療分野における高度で専門的な知見や、広域での企業や大学等とのネットワーク等を活用し、事業実現に向け業務を遂行すること。

## 2 委託業務の内容及び提案を求める事項

本事業では、健都のコーディネーター機能の構築に必要な大阪のライフサイエンス産業の現状や課題等を踏まえ、事業者が、高度な専門性やノウハウ等を活かして、次の（1）～（5）の業務を実施する。

なお、業務内容については、健都コーディネーター機能構築に必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と企画提案等を調整した上で確定する。

### （1） 健都コーディネーター機能の運営に係るフィージビリティスタディの実施

#### 【業務内容】

##### ① マネタイズ方策の検討

現状の課題整理や先行コーディネーター機関を調査分析することにより、健都におけるコーディネーター機能の運営に関するフィージビリティスタディ（実現可能性、採算性等の調査）を実施し、調査結果を提出すること。特にそのマネタイズ（収益化）方策

について、将来の自立運営を視野に入れ、価格設定方法、契約形態等を詳細に検討し、自立運営開始後の収支計画（令和5～令和9年度）を提出すること。

## ② ヒアリング調査の実施

関連企業や国循、関係者へのヒアリングによる、可能性調査を行い、その結果を分析すること。

### 【提案を求める事項】

- ・ フィージビリティスタディの実施手法
- ・ 提案者の有するネットワークや資源等を活かした、将来の自立運営を視野に入れた健都におけるマネタイズ方策案

## (2) コーディネート機能の詳細設計

### 【業務内容】

(1) のフィージビリティスタディの結果を踏まえ、コーディネート機能の詳細設計を行う。

① 健都内外とのネットワーク構築による産学官民連携を後押しするとともに、企業や研究機関等からの多様なニーズに対して、国循や健栄研をはじめとする健都全体で対応するためのワンストップ窓口の設置に向け、具体的機能・事業内容を設計すること。設計にあたっては以下（イ）～（へ）の内容を盛り込むとともに、今年度を含め2年度以内でコーディネート機能を構築でき、構築後において自立的・持続的な運営がなされるものであること。

(イ) 健都に立地する各機関（国循、健栄研、健都イノベーションパークに立地する企業等）との連携体制を構築し、情報共有や府内企業とのコーディネート等ができる体制。

(ロ) 健都内外の大学・研究機関や府内企業のニーズを踏まえた健都とのコーディネート機能。構築にあたっては、健康産業創出システム「HBNet」※の機能も活用すること。

※HBNet・・・健康分野における府内企業のニーズと大学・研究機関のシーズをマッチングするプラットフォーム

(ハ) 府内の他のライフサイエンス産業拠点（彩都・中之島未来医療国際拠点）や、京都・神戸などの広域連携体制。

(ニ) 吹田市・摂津市において事業の検討を進めている、健都における実証フィールドやリビングラボと企業等とをつなぐ仕組みとの連携。

(ホ) 健都の特長・資源を活かした事業の企画・提案やセミナー・ピッチ等の企画・実施ができる体制。

(ヘ) 国循が代表研究機関として進める「共創の場プロジェクト（JST）」が法人化を目指す『健都』共創支援オフィス』との一本化の実現に向けた方策を検討すること。

② 提案した機能の実現のための、試行運用期間も含めた具体的な手法・手順・ロードマ

ップ（令和4～令和9年度）についても提示すること。

**【提案を求める事項】**

- ・産学官民に対する考え方・知識、自社の実績などを踏まえた、健都にあるべきコーディネート機能についての考え  
※提案にあたっては、上記（イ）～（へ）の内容を踏まえること。
- ・今年度を含め2年度以内（令和3～4年度以内）でコーディネート機能を構築するための具体的な方法・手順・ロードマップ

**（3） 健都における産学連携を促進するためのイベントの開催**

**【業務内容】**

健都に立地する国循、健栄研を中心とした産学連携や、府内の他のライフサイエンス産業拠点（彩都・中之島未来医療国際拠点等）との連携等を目的としたセミナー等のイベントを、令和3年度内に3回以上企画・実施すること。

**【提案を求める事項】**

- ・事業の趣旨・目的を踏まえた独創性かつ実現性のあるイベントの企画案
- ・参加者獲得のために生かせる提案者の集客ネットワークや、取りうる広報手法

**（4） 健都の特長・資源を活かした事業の企画**

**【業務内容】**

健都には2つの国立研究機関（国循・健栄研）や公立病院、健康・医療関連企業等の研究開発拠点が順次集積しており、また域内に都市型住宅や高齢者向けウェルネス住宅など住民との近接性や実証フィールドとなり得る施設も兼ね備えている。こうした健都の特長・資源を活かした産学官民連携や交流に関する事業を令和4年度以降実施していけるよう、以下の内容を踏まえて企画すること。また、市や国循、他の事業者との役割分担、連携の具体案を明確化すること。

- ・提案業務の実施体制
- ・提案者が有する専門性、ネットワーク、ノウハウ等
- ・提案業務と健都の資源との関連性

**【提案を求める事項】**

- ・現時点で考える独創性かつ実現性のある事業の具体的な内容と、健都との関連性、実施体制

## (5) 情報発信手法の検討

### 【業務内容】

構築したコーディネート機能を内外に発信し、より一層の利活用の促進や新たなイノベーションにつなげていくための情報発信の手法について以下の内容を記載すること。

- ・ 情報発信に用いる媒体
- ・ 情報発信にかかる費用及び費用対効果

### 【提案を求める事項】

- ・ 独創性かつ実現性のある情報発信の手法・アイデア

## 3 事業実施に関する基本的事項等

### 【業務内容】

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

### 【提案を求める事項】

- ・ 提案業務の実施体制
- ・ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の調査・運営実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）
- ・ その他、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組み

## 4 委託金額の上限

5,439,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 スケジュール

令和3年8月上旬～ 健都コーディネート機能のフェージビリティスタディ

※契約締結後、委託者と協議の上、業務開始

令和3年10月頃～ 健都コーディネート機能の構築、イベントの開催、連携・交流事業の検討、情報発信

令和4年3月末 報告書の提出

## 6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする

る。

## 7 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後速やかに事業実施計画を提出するとともに、毎月、委託事業の実施状況を書面により、府に報告すること。なお、進捗状況が思わしくない場合、仕様書の業務内容が達成できるよう、府が事業実施計画の見直しを求めることに対応すること。

また事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

## 8 委託事業の一般原則等

- (1) 業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に事業で収集した個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともに、その決定に従う。
- (5) その他事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

## 9 その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 応募内容については、補足説明等をお願いする場合がある。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式またはパワーポイント形式及び PDF 形式、CD-ROM等 2 枚）も提出すること。  
なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。